

「船員の健康確保に関する検討会」について

1. 趣旨

我が国経済、国民生活にとって重要な役割を果たしている内航海運が、若年労働力人口の減少、陸上産業との人材確保競争の激化等の厳しい状況の中でも、社会に必要とされる輸送サービスを持続的に提供していけるよう、将来にわたる人材確保が課題となっている。

一方、働き方改革が進んでいる陸上の労働者については、産業保健機能の強化等をその内容とする働き方改革推進関連法が平成 30 年に成立し、本年 4 月から順次施行されており、労働者が健全に働き続けることができるような環境整備が進められている。

このような中、船員についても、若年者が安心して選択できる魅力ある職業へと変えていくことが必要となっており、陸上の制度を参考としつつ、産業医制度の導入等の船員の健康確保に関する事項について、交通政策審議会海事分科会船員部会（以下「船員部会」という。）で議論を重ね、今後の検討の方向性についてとりまとめたところである。

このため、国土交通省海事局船員政策課で、産業医学の専門家、労働衛生の専門家、産業保健に関わる団体、労働者団体、事業者団体等からなる検討会を開催し、船員部会でとりまとめられた方向性に沿って、内航海運の実情、労働実態等を踏まえた実効性のある仕組みについて検討を行うこととする。

2. 名称

検討会の名称は「船員の健康確保に関する検討会」とする。

3. 構成

検討会は、別紙に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

4. 運営等

- (1) 検討会に、委員の同意を得て座長を置くこととする。また、座長の指名により座長代理を置くこととする。
- (2) 座長は、検討会の議長となり議事を進行するものとする。また、座長代理は、必要に応じ、座長の代理を務めるものとする。
- (3) 検討会の委員及びオブザーバーは、代理の者を出席させることができるものとする。
- (4) 座長は、必要に応じ、検討会の構成員以外の者の意見を求め、又は出席を求めることができるものとする。

- (5) 検討会は、冒頭部分を公開し、議事は非公開とする。
- (6) 検討会の資料は、特段の事情がある場合を除き、国土交通省HPにて公開する。
- (7) 検討会の議事概要は、終了後、速やかに国土交通省HPにて公開する。
- (8) その他、運営に必要な事項は座長が決定する。

5. 事務局

事務局を、国土交通省海事局船員政策課労働環境対策室に置く。